

北労基発 1125 第 1 号
令和 7 年 11 月 25 日

関係団体 各位

北海道労働局労働基準部長
(公印省略)

個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る「改正労働安全衛生法説明会」の開催について

平素から労働基準行政の推進につきまして御理解と御協力をいただきまして感謝申し上げます。

さて、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が令和 7 年 5 月 14 日に公布されたところですが、改正法では、既存の労働災害防止対策に個人事業者等(中小企業の事業主又は役員を含む。以下同じ。)を取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害を防止するため、個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合に、個人事業者等自身が講じるべき措置や、当該場合に注文者等が講じるべき措置等が規定され、順次施行を予定しています。

厚生労働省では、改正法の施行に向けて、個人事業者等に係る改正項目を中心 に改正法の説明を行う説明会を、全国 13 都市(オンライン併用)で開催することとし、厚生労働省ホームページにリーフレットを含む開催案内を掲載しています。

説明会では、注文者等にあたる事業者のほか、個人事業者等の方に出席いただきたく、業務多忙の中、大変恐縮ですが会員の皆様に対する説明会の周知に御協力いただきますようお願ひいたします。

【掲載ページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.html



担当 北海道労働局労働基準部
安全課 主任安全専門官
健康課 主任労働衛生専門官
電話 011-709-2311(内線 3553、3563)